

平成27年（ネ）第2806号 慰謝料請求控訴事件  
（原審 平成23年（ワ）34419号 慰謝料請求事件）  
控訴人（原審原告）  
被控訴人（原審被告）東京電力株式会社

## 控訴理由書

平成27年6月12日

東京高等裁判所 第20民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士	紀	藤	正	樹
同	藤	田	城	治
同	石	田	拡	時
同	大	橋	正	典
同	川	井	康	雄
同	中	森	麻	由子
同	花	澤	俊	之
同	弘	中	絵	里
同	山	口	貴	士

## 目次

第1	はじめに—原審判決の問題点	4
1	通常の実験則ないし常識にかなった判断の必要性	4
2	相当因果関係について	4
3	法の整合性の欠如	6
4	「検査費用」に関する通常の実験則	8
5	暫定規制値、基準値等について	9
6	被控訴人への不信感の前提事実	10
第2	控訴審裁判所に対する強い期待	11
1	正義にかなった判決を期待	11
2	本件訴訟の歴史的に重要な意義	12
3	原審裁判所の怠慢の是正	12
4	まとめ	15
第3	原審判決の誤り（法令解釈の誤り）	15
1	第3の2項「争点（1）（原告は、本件事故により、本件人格権を侵害されたか。）について」（原審判決22頁以下）の誤り	15
	（1）初めに	15
	（2）判例違反	17
	（3）理由不備ないし理由齟齬—判決理由としての著しい不合理性	19
	（4）まとめ	26
2	第3の3項「争点（3）（本件物品購入費用等及び弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか。）」について」（原審判決27頁以下）の誤り	30
	（1）意味不明な論旨	30
	（2）飛躍する論理	32
	（3）控訴人の主張の骨子	33
	（4）平等権判断の誤り	34

第4	原審判決の誤り（事実認定の誤り） .....	35
1	はじめに .....	35
2	事実整理の誤り .....	35
	（1）「放射線被ばくによる健康被害の内容及び性質」（12頁） .....	36
	（2）「本件事故に伴う放射性物質の拡散に対する政府等の対応」（14頁） ..	38
	（3）「本件事故による東京都内の放射性物質の検出状況」（17頁） .....	38
	（4）「食物等の汚染について」（19頁） .....	40
	（5）「本件事故にかかる政府、被告の公表情報、新聞等による報道等」（20頁） .....	45
3	まとめ .....	48
第5	結語 .....	49

## 第1 はじめに—原審判決の問題点

### 1 通常の実験則ないし常識にかなった判断の必要性

あえて指摘するまでもないことであるが、事実認定は、通常人の持つ実験則や通常人の常識をよりどころとする。これに反する事実認定、すなわち特段の事情（たとえば「専門的知見」）があるのであれば、これを争う側で主張立証すべきである。

しかるに原審判決は、通常の実験則に反する認定を、ほとんど理由らしい理由を付せずに行い、「一般通常人の常識」がどのようなものであるかの「思推」を放棄するかのときである。

### 2 相当因果関係について

原審での原告最終準備書面（「準備書面（12）」）8頁以下で、控訴人は、風評被害論について論じ、その中で、

JCO事故（なお原審は「JOC事故」と誤って表記、この点は後で詳述する。）で認められた営業損害（風評被害）の因果関係は、

原発事故 → 消費者の不安・恐怖（ここでは危惧で足る） → 消費者の被ばく回避行動 → 業者の売上の減少

であることを主張し、その際、放射性物質による被ばくを回避しようとする消費者心理は、相当因果関係あるものと認められていることの主張と立証をした。

これが判例等でも認められてきた「通常の実験則」というほかない。

本件の重要な争点の一つは、上記因果の流れの前半部分である

原発事故 → 消費者の不安・恐怖（ここでは危惧で足る） → 消費者の被ばく回避行動

の相当因果関係を論ずるものである。

特段の事情がなければ、相当因果関係があるというのが、通常人の実験則や常識にかなう判断である。

しかるに原審判決は、このような常識的な相当因果関係を、単に「事案が異

なる」(28頁)などと、特に理由なく簡単に否定し、しかも控訴人が、相当因果関係を考える上での不可欠な証人として、証拠申出をした関谷直也証人の採用をせず、控訴人の立証手段を途絶したうえで、控訴人敗訴の判決を下した。

また東京都の特別区に対する被控訴人の損害賠償について、

原発事故 → 区民の不安・恐怖 → 区民の要望 → 特別区の費用負担

の相当因果関係についても主張と立証を行った(原審での原告最終準備書面(「準備書面(12)」)19頁、43頁等)。被控訴人がその損害を認めている以上、特段の事情がなければ、相当因果関係があるというのが、通常人の経験則や常識にかなう判断である。

本件の重要な争点の一つは、上記因果の流れの前半部分である

原発事故 → 区民の不安・恐怖

の相当因果関係を論ずるものである。

しかるに原審判決は、このような通常の実験則に合致する、常識的な相当因果関係の流れすら論ずることなく、世田谷区への賠償について、「目的と必要性が異なる」(27頁、28頁)などと、特に理由なく簡単に控訴人の主張を否定し、しかも控訴人が、区民の不安を立証する上での不可欠な証人として、証拠申出をした保坂展人証人の採用をせず、控訴人の立証手段を途絶したうえで、控訴人敗訴の判決を下している。

なんと不公平かつ偏波な訴訟指揮であろうか。

このような訴訟指揮が、「JCO」の誤記につながり(控訴人の主張と提出証拠を仔細に検討すれば、ありえない誤記である。)、区民の不安や恐怖に対する控訴人の具体的な主張に対する判断の脱漏に直結したとしか思えないものである。

ここで控訴人が求めたのは、「事案が異なる」「目的と必要性が異なる」ことは当然の前提として、「通常の実験則」を論じているのである。

### 3 法の整合性の欠如

控訴人は、原審での原告準備書面（9）4頁以下で、本件原発事故当時の改正前の原子力災害対策特別措置法についての主張を行い、同法が「原子力災害の特殊性にかんがみ」、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」として制定されたものであること（1条）、同法3条で、原子力事業者の責務として、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」と定められていること、ここで、「原子力災害」とは、「原子力災害が生ずる蓋然性を含む。」ものであることの主張をした（下線は控訴人代理人）。

つまり同法は、原子力災害は実際に生じていなくても、「蓋然性」自体が、国民の生命、身体及び財産に多大な影響を与えることを、「通常の経験則」として規定し、被控訴人ら原子力事業者に対し「誠意をもって必要な措置を講ずる責務」を課しているのである。

この点、関谷陳述書（甲167）添付の、JCO事故における原子力損害調査研究会の最終報告書には、「いわゆる放射能、放射線あるいは原子力には未だ多くの不可知な領域があることは否定できず、一旦その操作を過った場合には、人体及び物質等に重篤かつ多大な負の影響を及ぼす危険性がある」のであり、「特に、我国が世界で唯一の被ばく国であることや、近時、スリーマイル島、チェルノブイリ等での重大な原子力事故の発生が報じられていることなどから、一般国民の放射線、放射能あるいは原子力に対する恐怖感、危機感には特に著しいものがある」（同報告書、別添2の1頁下から3行目以下）というのが、通常の経験則であり、これを前提として、「原子力災害の特殊性」は理解されなければならない。

ところが原審判決は、「原子力災害の特殊性」を無視し、ことさら実害の存在に拘泥する。LNT仮説にこだわるのも、それが理由であろう。

たとえば「原子力災害の特殊性」を理解するうえで重要となる、原発事故の先例であるチェルノブイリの原発事故に関する甲3と甲73や、裁判所が、原発事故がひとたび起きれば、当該原発から250キロ圏に被害が及ぶ蓋然性を認めた甲136の判決は、原審判決に引用すらされていない（なお甲182ないし183は、甲136と同様、裁判所が、原発事故がひとたび起きれば、当該原発から250キロ圏に被害が及ぶ蓋然性を認めた先例であり、日本テレビの世論調査（甲184）によれば、甲182の1の決定は、きわめて常識的であり、国民に広く受け入れられ、反対は11.8%であるのに対し、65.7%の国民が、福井地方裁判所の判断を支持している事実が認められる。）。

相当因果関係論とは、条件関係があり、かつ社会生活観念上も特異のことでなく通常予想できる程度のものであれば相当因果関係が認められ、その際、行為当時に一般人に認識・予見可能であった事情と、行為者が特に認識・予見していた事情を基礎として判断する（いわゆる折衷説）ことになるが（原審の原告平成26年6月23日付け訴えの変更申立書）、そもそも被控訴人は、原子力事業者として、「原子力災害の特殊性」を熟知し、「JCO事故における原子力損害調査研究会の最終報告書」も承知し、ひとたび原子力災害がおこれば、風評被害など、実害がなくとも「原子力災害が生ずる蓋然性」から、関東圏においても当然に被害が及ぶであろうことは、事前に熟知できた事業者であるから、被控訴人のこのような立場性と認識は、当然に、損害の公平は調整である不法行為において、相当因果関係の判断に反映されるべきであって、行為者が特に認識・予見していた事情を基礎として判断する、いわゆる折衷説をとれば、当然に、控訴人に生じた損害に対し、相当因果関係が認められることになるのは、明らかである。仮にそうでないというのであれば、被控訴人が、相当因果関係が認められない特別な事情を立証すべきである。

これが法整合性のある論理の帰結であるが、原審判決が、同法を検討した形跡もない。

#### 4 「検査費用」に関する通常の実験則

さらに上記関谷直也氏によれば、「一般市民において、安心を得るためには、放射線の計測が大前提です。わかりやすく言いますと、「具合が悪いから計る」のではなく「わからないから計る」のであり、検査費用の支出は、まず初めに人間が取る一般的な行動の一つです。だからこそJCO臨界事故に関する「原子力損害調査研究会最終報告書」（添付資料1）でも、別添2の「原子力損害調査会の中間的な確認事項—営業損害に関する考え方—」において、損害の項目を挙げるにあたって、「身体の傷害」に続き、すぐ次が「検査費用」となるのは、防災の専門家から見ると当然のこととなります（同資料の8頁）。この点は、東京電力が東京都の23区を含む各地方自治体に対する賠償項目の中心が「検査費用」となっていることから（甲104の1から6など）、一般の共通認識として、理解されていることだろうと思います。」（甲167（関谷直也氏の陳述書）の11頁から12頁）と述べている。

これが通常の実験則であるが、原審判決には、すべての実損が、ほとんど理由なく並列的に述べられて請求が棄却されており、本件に適用される具体的規範につき、具体的に検討された形跡すらない。

実際、今回提出した甲172ないし甲180においても明らかなおおりに、規制値を超える食品等が流通していたことについて、むしろほとんどの食品が流通後に発覚するのが通例であり、しかも甲174においては「放射能汚染を心配した保育所の保護者が購入し、民間検査機関に依頼したのがきっかけ」、甲180においては「消費者が自主検査し、市原市に連絡したのがきっかけ」（なおこのうち「4～8袋」が控訴人の住む東京都渋谷区の「青山ファーマーズマーケット」（控訴人の陳述書（甲140）34頁に記載の「青山の国連大学の前の野菜のマーケット」）で販売されたことが明らかになっている。）であった。すなわち国や自治体だけに任せていては、その検査では検知できなかったものであったことが明らかであり、これは現在でも続いているのであって、市民の関心事がまず検査に向かうのは、まさに関谷氏の主張のとおりというほかない。



## 5 暫定規制値、基準値等について

暫定規制値や基準値は、市民の健康保護の観点から定められたものである(たとえば食品衛生法1条には、「この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。」とある。なお甲1の51頁以下)。

暫定規制値や基準値を超える食品等が流通した場合、これに不安を感じずる消費者がいることは、一定の基準を定めた以上、自明の理であろう。残留農薬や食品添加物の場合であっても同様であろう。その際、違反した事業者がいて、これを摂取した消費者がいた場合に、責任の所在を問うたのが、本件訴訟である。責任があるというのが、通常の実験則であろう。特段の事情がなければ、責任があるというのが、通常人の実験則や常識にかなう判断である。

ところがこれら暫定規制値等を超える食品等が多数、流通した状況が現出しても、原審判決は、「原告及び原告の子らの放射線被ばくによる健康への影響は他の発がん要因等に比して無視できるほど、小さく、社会通念上受忍すべき限度を超える程度の健康への影響があったとは認められないというべきである。」(25頁)として、控訴人の被ばく回避行動までをも一蹴している。

しかしながら本件原発事故を引き起こし、放射能が放出に至った責任は、一方的に被控訴人にある。これに対し控訴人も含め、市民には一片の責任もない。問題は、その負担の公平な調整であることは明らかである。一方的に国民に負担を強いながら、負担を強いた側の被控訴人の責任を免ずるのが原審裁判所の考えかたというほかないが、前2項ないし4項で述べたとおり、原子力災害の特殊性を前提すれば、控訴人が、検査を志向し、検査ができない等の事情がある場合は(通常は後者であろう)、代替品を志向するのは、あまりにも自明な理であり、通常の実験則や常識に合致する。

「社会通念上受忍すべき限度を超える」という基準を設定し、「健康への影響があったとは認められない」と判断すること自体に、通常の実験則に反する

著しい論理の飛躍があり、このような論理では、何のために暫定規制値や基準値が定められたのかが、まったく不明となる。

## 6 被控訴人への不信感の前提事実

そもそも原子力発電の安全性をうたえぼうたうほど、ひとたび本件原発事故のような過酷事故が起きれば、市民が被控訴人に疑いの目を向けるのは、当然であろう。これも通常の経験則というほかない。

この前提があったうえで、さらに控訴人は、「本件事故に関する政府及び被告の情報開示が不適切であった」からこそ、「本件事故に対する不安感が助長され」（原審判決5頁）たのである（なお甲31の1、2、さらに今回提出の甲185の1ないし8）。

この点、原審の控訴人本人尋問（調書18頁）において、下記のとおり、控訴人は証言している。

### 記

問 裁判を実際に起こしてみても、被告東電の態度を見てどう思われましたか。

答 まず、事故前に原発は安全だと、放射能が漏れないということをさんざん盛んに主張してきたのに、こうやって事故が起こってみると、今度は、真摯に補償すると言っているにもかかわらず、実際に訴訟を起こしてみると、答弁書であたかも私が特異な性格で、私の個人的な問題であるから補償に値しないみたいな主張をするということは、全く誠意がないですし、マスコミで言っていることとも全然異なりますし、そもそも最初に言った安全だということも担保されていないわけで、こういったことを全部棚に上げて、こういう反論をするのは全くひどいですし、二枚舌としか言いようがないと思います。

しかしながら原審裁判所は、この点をきちんと検討した形跡がない。控訴人

が提出した甲49の1ないし4の証拠は、原審判決に引用すらされていない。

しかも原審判決は、非常に偏波にも、「本件事故に関する政府及び被告の情報開示が不適切であったため、本件事故に対する不安感が助長されていたこと」という事実については、控訴人の主張としてだけまとめ、事実認定としては、「本件事故に関し、政府及び被告の危機管理能力及び情報開示の在り方に対する批判・・・が報じられていたことが認められる。」(22頁)、「政府等の情報開示の在り方を批判する報道があったこと」(26頁)として、真実の認定すら避けているのであり、通常の実験則から生ずる事実認定を行っていない。

さらには、政府の情報開示と被控訴人との情報開示の関係性や被控訴人の事故直後の対応の問題点についての立証に関し、不可欠の証人とも言える下村健一証人の採用も認めず、上記のような事実認定に至っている。控訴人の立証手段を途絶して、控訴人に敗訴判決を下すのは、この点でもあまりにも不公平かつ偏波な判決であるというほかない。

控訴人は、裁判所の判断に必要だと思って証拠を提出しているのであって、原審は、あたかも、控訴人を敗訴させるために、主張と証拠の精査を怠っているようなように感ずる所以である。

## 第2 控訴審裁判所に対する強い期待

### 1 正義にかなった判決を期待

本件訴訟は、平成23年3月11日の東日本大震災とともに発生した原発事故(以下、「本件原発事故」という。)について、控訴人を含む東京都民に対する被控訴人の責任の有無及びその内容を問うものである。

本件訴訟において、控訴人が請求している金額は、被控訴人の売り上げからは微々たるものかもしれないが、本件訴訟は、裁判所に対し、控訴人を含む市民の生活を一変させ、これまでにはなかった不安と恐怖の原因を作り出した被控訴人に対し、その損害賠償責任を問い、また、放射性物質とともに市民に対して不安と恐怖をまき散らしておきながら、控訴人に対し、「原告個人の考え方

に基づく特異な事象」(原審答弁書5頁)などと、侮辱的な主張をして損害賠償責任を免れようとする被控訴人が法的な責任を負わなくてもよいのか、このような対応が正義の下において許容されうるものかどうかを問うものである。

## 2 本件訴訟の歴史的に重要な意義

また、本件訴訟は、本件原発事故のような過酷事故が起きた場合の原子力事業者の負うべき責任の規模を明らかにすることで、原発にかかるコストや将来の原発事故への備えや対策の指標となり、原発の是非に関する議論の前提を形成するという重要な意義をも有している。

その意味で、本件は、我が国の歴史に意義のある試金石とも言える事件であり、裁判所において、歴史の検証に耐えうる、正義にかなった判決が下されなくてはならなかった裁判である(この点は、原審での原告最終準備書面(「準備書面(12)」)5頁及び90頁)。

## 3 原審裁判所の怠慢の是正

(1) しかし残念ながら、原審裁判所は裁判所として付託された歴史的な使命に応えるような判決を下さなかった。

前述のとおり、原審裁判所は、通常の実験則をことごとく排して、控訴人の請求を棄却し、世間に波風を立たせないようにすることのみに腐心した判決を下した。

(2) 第1に、原審裁判所は、控訴人が真正面から問うた「人格権としての放射能汚染のない環境において生活する権利」を認めたのか、認めていないのかについて明確に判断せず、法律上保護されるべき利益であるはずの人格権の存否についての判断を避けている。

(3) 第2に、原審裁判所は、本件原発事故に起因して、如何なる場合に人格権の侵害を理由として損害賠償請求が認められるべきか、人格権侵害が認められるための規範設定についての判断も避けている。

そのため規範設定がなされないという必然的な結果、裁判官の主観に墮すという誤りを犯している。

この点、本件が被控訴人の重大な過失に基づく事故に起因するものであることもことさら無視している。不法行為に基づく損害賠償の法理が、損害の公平な分担に基づくものであり、本件が、被控訴人の重大な過失により生じた原発事故により、市民側に発生した危険回避の予防行動に対する損害の公平な調整であることを完全に無視している。

そのことは判決理由中「第2の1」「前提なる事実」、「原告の主張の整理」、「認定事実」において、重大な過失につながる事実と争点に関して何ら触れていないことからもうかがえる上に、そのために事実に対するその評価も間違っ愚を犯している。

- (4) 第3に、原審裁判所は、控訴人の被害について、「原告の他に相当数の東京都民が原告と同等の被ばく回避行動をとっていたとしても、その多くは生命、身体等に対する一般的、抽象的な危険を避けるための予防的な行動にすぎない。」(原審判決26頁)と判示し、「生命、身体等に対する一般的、抽象的な危険」という概念を突然に「発明」し、上記したとおり、人格権の存否、侵害が認められるための規範の設定についての判断も避けた上で、控訴人の請求を棄却している。規範の設定がない以上、「一般的、抽象的な危険を避けるため」であってもすべての「予防的な行動」に違法性の問題が生じないということには、一義的明確とはならない。
- (5) 第4に、仮に原審裁判所の立場に立つとしても、「生命、身体等に対する一般的、抽象的な危険」であったことが明確になったのは、本件原発事故から一定程度の時間が経過し、まがりなりにも表面的には事態が沈静した後になってみて「結果的に」そうであったことがわかったに過ぎないからであり、本件原発事故の直後の時間軸においては、控訴人を初めとする都民の多くは、自分達が直面している不安感、恐怖感が具体的な危険性に基づくものなのか、「一般的、抽象的な危険」に基づくものなのかを判断することは当然にできなかった。

故に控訴人は、事故後3週間もたたない2011年3月28日に、客観的な危険性の有無ではなく、被控訴人から実際に具体的な恐怖感・不安感を与えられたことについて法的責任を問うたものである。

つまりは「予防的な行動」は、全く損害の対象にならないのか、一般の常識を問うたものでもある。

原審裁判所の論理は、いわば一般市民であった控訴人（本件は当初は当事者訴訟として行われていた。）の投げかけた「問い」に答えるものではなく、事態をいわば「歴史家」の目で振り返り、「あとづけ」で当時の不安感、恐怖感について「評論」しているものであり、控訴人を初めとする都民の多くが直面していた不安感、恐怖感について正面から事実認定するという、裁判所の責務を放棄したものと言える。

この点、原審において、控訴人は、予防的被ばく回避行動を中心に論じていることを完全に看過しており、低線量被ばくの問題は、結果論に過ぎないことを、意図的にも感ずるほどに看過している。

(6) 上述の4点以外にも原審判決の事実誤認等の問題点は多々存在する。

たとえば9頁の(3)（「争点(3)」の整理において、控訴人が引用した東海村JCO臨界事故の例を引用するについて、『東海村JOC事故』（以下『JOC事故』という。）と、「JCO」を「JOC」と誤記する（原審判決9頁）など、原発事故による違法性を司法審査する裁判官（単独ではなく3人の裁判官）においては、あってはならないミスを犯している。「JOC」は、日本オリンピック委員会を指し、臨界事故とは無関係であることは誰でも気づくものであるところ、これを原審判決においては、全て「JOC事故」と記載したことは、原審裁判所が、いかに本件訴えに真摯に向き合わなかったかを如実に表している。この事実は、控訴人が真摯に原審裁判所に対して提出してきた書面や証拠を、原審の裁判官が十分に吟味せずに、予断と偏見を持って原審判決を下したことの端的な証拠でもある。

「JCO」事故は、本件原発事故以前におきた原発事故での賠償基準、原発

事故の際の市民の行動原理を考えるうえでの最重要事案の一つである。原審は、前述のとおり、関谷直也証人の申請を認めず、本件で相当因果関係を考える上で、特に重要な証拠の一つであると考えて、控訴人が提出した証拠である関谷直也氏の論文（甲51）を精査すらせず（JCO事故を引用する甲51を原審判決は引用すらしていない）、同氏の陳述書（甲167）とその添付の証拠もきちんと精査していないことは明らかで、控訴人は、原審裁判所の裁判官の不誠実な対応に大きな失望を感じている。関谷直也証人を採用していれば、少なくとも防止できたミスというほかない、あまりにも初歩的なミスである。

確かに原審において、控訴人が裁判所に提出した証拠は大部にわたるが、それでも控訴人は、裁判所の良心を信じ、あえて証拠を絞り込むなどして、原審裁判所の訴訟進行に協力し、最低限の証拠に絞り込んだつもりである。

#### 4 まとめ

さらに詳細は、本控訴理由書において明らかにしていくが、控訴審を担当する合議体においては、控訴人が原審で提出した書面と証拠を十分にお読みいただき、原審裁判所と同じ轍を踏むことなく、裁判所として付託された歴史的な使命に応え、歴史の検証に耐えうる、正義にかなった判決を下されることを切望する次第である。

### 第3 原審判決の誤り（法令解釈の誤り）

#### 1 第3の2項「争点（1）（原告は、本件事故により、本件人格権を侵害されたか。）について」（原審判決22頁以下）の誤り

##### （1）初めに

原審判決は、政府の避難指示および屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっていたし、報道とも予防的観点から一般の読者ないし視聴者に向けられたものに過ぎないと解され、東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じ得る

ことを前提とするものではないとする。

また、東京都内の大気中の放射線量が上昇したり、暫定基準値等を超える放射性物質を含む食品等が一時流通したことがあったものの、この状態が継続したのではないと認定した。

そして、結局、控訴人および控訴人の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということできないし、具体的な危険が生じていることを前提とした報道等がなされていたということもできないから、控訴人の人格権が侵害されたということできないとしている。

しかしまず、本件原発事故直後に控訴人が抱いた恐怖感および不安感に対する原審判決の認定は、結果論を持ち込むもので、およそ妥当ではない。

すなわち、結果として、途中からさらなる事態の悪化を免れ、東京都民に対する避難指示や屋内退避指示等が出されずに済み、危険が具体化せずに済んだものの、それは結果論である。

本件原発事故から、少なくとも、政府が冷温停止状態達成を宣言した平成23年12月16日までは（ただし、これについても時期尚早という批判が強かったことは公知の事実である）、原子炉は安定していなかったのであり、東京都内であってもどうなるかわからない状況だったのである。

さらに言えば、事故発生直後においては、次々と原子炉建屋が爆発するなどし、どうすれば沈静化するのかかわからない状況だったのである。

このように、平成23年12月16日まで、あるいは少なくとも事故発生直後においては、東京都内においても具体的な危険が生じ得る状況にあった。控訴人は、このような当時の状況下で抱かされた不安感や恐怖感について人格権を侵害されたとして損害賠償を求めるものであって、原審判決のように回顧的に危険性について評価するのは不当である。

なお、結果的に東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じずに済んだとしても、既発生の、当時控訴人が不安感や恐怖感を抱かされたことに基づく損害賠償請求権が消滅するものではないことは当然である。



また、現在に至る控訴人の恐怖感および不安感について、原審判決は、東京都内の放射線量や流通している食品の放射線量からして杞憂に過ぎないと断じているようである。

しかし、放射性物質は、ホットスポットと言われるように、局所的に集まる場合があることが分かっている。また、食品については、流通する全ての食品が放射線検査を受けているわけではないし、様々な偽装がされる可能性があることも残念ながら事実である。

成長期の子供は、成人に比べて放射能の影響を受けやすいことは公知の事実であり、成長期の子供らを抱える親としては、上記のような食品に関する不確定要素を考えた場合、放射性物質を含む食品を可能な限り減らそうとするのは当然の理である。

控訴人は、たとえば放射性物質を吸収しやすいキノコは食べさせない、あらゆる食材を買うときには産地を確認するなど、本件原発事故が起きなければ強いられることのなかった苦労を毎日強いられているのである。

控訴人は、被控訴人に対し、こうした不利益を被った損害賠償の請求をしているのである。

## (2) 判例違反

### ア 原審の判断（人格権侵害に基づく慰謝料請求権が認められる場合）

原審は、どのような場合に、人格権侵害に基づく慰謝料請求権が認められるか否かについて、規範を示さなかった。

そのため原審判決は、原審裁判官の主観に堕している感があるが、原審判示の「あてはめ」の記載（25頁8行目以降）に着目すると、原審裁判所は、①生命・身体・財産等に対し具体的な危険が生じていたと認められる場合、②具体的な危険が生じていることを前提とした報道等がされていた場合、③社会通念上受忍すべき限度を超える程度の健康への影響があった場合には、人格権侵害に基づく慰謝料請求権を認めるかのようにも取れる。

ただし①③において損害が認められるのは当然の理であるし、②は、①③

との関係が不明である。対し④生命・身体等の侵害に対する一般的・抽象的な危険しか生じていない場合には、人格権侵害に基づく慰謝料請求権を認めないという判断をしているようである。

#### イ 判例の考え方

- 1) しかし、人格権侵害に基づく慰謝料請求権は、生命・身体・財産等に対し生じた危険が具体的でなければ認められないというわけではない。
- 2) この点は、原審での原告の最終準備書面（「準備書面（12）」）36頁以下で宇治市役所事件（大阪高裁平成13年12月25日付け判決、LLI/DB 判例秘書登載）を取りあげて主張したが、次の早稲田大学事件のケースは最高裁判例である。
- 3) 早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件（最判平成15年9月12日・判タ1134号98頁）

大学が、講演会の主催者として学生から収集した参加申込者の個人情報（学籍番号、氏名、住所及び電話番号）を、参加申込者に無断で警察に開示したことに対し、大学の責任が問われた事件において、裁判所は、「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」。そして、このような個人情報についても、取扱方法によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあり、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。大学の行為は、「上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。原審判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない」（下線は、控訴人代理人による）と判示した。

## ウ 判例の結論

このように、裁判所は、個人識別情報の取扱いに対する一般人の期待を法的保護に値するものとし、被る不利益が具体的でなくても、慰謝料請求を認めているのである。そして、本件の場合には人格権の侵害を主張するものであるから、プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待（人格権に含まれるプライバシーの一種）に対する法的な保護と別異に解する必要は何も存在しない。

## エ 小括

以上のとおり、原審は、生命・身体・財産等に対し生じた危険が具体的でないこと等を理由として、控訴人の人格権侵害に基づく慰謝料請求権を排斥しているが、このことは、人格権に関して被る不利益が具体的でなくても慰謝料請求を認めた上記判例に明らかに反している。

### (3) 理由不備ないし理由齟齬一判決理由としての著しい不合理性

ア 加えて、原審判決の理由は、以下のとおり、仔細に検討すると、理由として不十分かつ通常経験則に反する不合理なものであり、理由不備ないし理由齟齬というほかないものである。

イ 原審判決は、同第3の2項(4)において、「以上によれば、本件事故により、原告の本件人格権が侵害されたということはできないから、争点(2)を検討するまでもなく、原賠法3条1項に基づく請求及び不法行為に基づく請求のいずれについても、人格権侵害に基づく慰謝料請求を認めることはできない。」(27頁)とするが、その判断過程において、まず、一定程度、控訴人の主張事実に対する理解を示す口吻を示しながらも(同項(1)のアイ、22頁ないし23頁)、これに引き続き、同(2)アとして、「本件事故後における政府の避難指示及び屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており、東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではないし、政府等の発表や報道等においても、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては、放

放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されている。また、放射線の人体に対する影響や被ばくを回避するための方法等に関する報道も、あくまでも予防的観点から一般の読者ないし視聴者に向けられたものにすぎないものと解され、東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じ得ることを前提とするものであったとはいえない。」(23頁以下)としている。

しかしながら「本件事故後における政府の避難指示及び屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており、東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではない」という理由は、「本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民」以外には法的保護は及ばないことをも意味するが、「本件原発から半径30キロメートルの範囲」を超えた住民も多数が、不利益と避難と忍従を強いられ、被控訴人に対する損害賠償を(訴訟すらをも)求めている現状に著しく背理し、「一般的な理由づけ」としては、きわめて不合理であるうえ、この理由を受けた形で、続く「政府等の発表や報道等においても、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては、放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されている。また、放射線の人体に対する影響や被ばくを回避するための方法等に関する報道も、あくまでも予防的観点から一般の読者ないし視聴者に向けられたものにすぎないものと解され、東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じ得ることを前提とするものであったとはいえない。」(22頁下から4行目から23頁上から3行目)という理由も、既に指摘したように、情報が錯綜している本件原発事故当時の時系列に沿った情報の流れにおいて、もっぱらの政府や被控訴人からの情報に依拠するように強いるものであり、著しく不合理である。

そして何よりも、本件訴訟は、本件原発事故から生じた控訴人の不利益、すなわち控訴人の被ばく回避行動等の損害賠償を求めているのであって、「避難」のみが問題となっているわけではない以上、「本件事故後における

政府の避難指示及び屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており、東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではない」という理由は、本件被害の実態に目をつぶった「思考放棄」としか言いようがない。

また「予防的観点から一般の読者ないし視聴者に向けられたものにすぎない」という理由と「東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じ得ることを前提とするものであったとはいえない」という結びつきも意味不明である。

「予防」と言う以上、「東京都内の住民等の生命・身体・財産に具体的な危険が生じ得ることを前提とするもの」が事象として存在することも明らかであり、別の理由づけならともかく、このような理由づけも、全く論旨不明であり、不合理というほかない。

ウ さらに原審判決は、同(2)イとして、「政府は、ICRPの提言を参考に、推定年間被ばく線量を1ミリシーベルト以下(1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト以下)とすることを目標とする除染基準を定めるとともに、食品等に関しては、年間を通じて当該食品等を摂取した場合における被ばく線量を5ミリシーベルト以下(なお、平成24年4月以降は1ミリシーベルト以下)とすることを基準として暫定規制値等を定め、これを超える放射性物質が検出されたものについては出荷制限の措置をとっている。現在において、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん、白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物学的、疫学的な証明はされておらず、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難であるほど小さいとされていること、ICRPの提言や政府の定める暫定規制値等は、放射線防護の観点から、被ばく線量を可能な限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響が生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられることからすると、実際の被ばく線量がこれを上回ったとしても、直ちに生命及び身体に影響が生じる

ものではないといえる。そして、本件事故後の東京都内の大気中の放射線量は、前記1（3）認定事実のとおり、平成23年3月15日に最大0.809マイクロシーベルト毎時（同日の1日当たりの平均値は0.109マイクロシーベルト毎時）が計測されたものの、同日以降減少し、同年4月25日以降、1日当たりの平均値が0.07マイクロシーベルト毎時を上回った日はないとされており、この放射線量は、政府が除染目標として定める推定年間被ばく線量1ミリシーベルトを大きく下回っている。また、東京都内の浄水場の水道水から検出された放射性物質は、平成23年3月22日に検出された放射性ヨウ素1キログラム当たり210ベクレル（暫定規制値は100ベクレル）が最大であり、翌日以降、水道水中の放射性物質は暫定規制値以下に減少し、同年4月5日以降は検出限界値未満の状態が続いているほか、食品等についても、暫定規制値等を超える放射性物質が検出されたものについては出荷が制限され、暫定規制値等を上回る放射性物質を含む食品等が一部流通したことがあったものの、この状態が継続していたものではない。」（24頁）としているが、この点も結果論に過ぎない。

本件の最大の争点は、本件原発事故に起因する「被ばく回避行動」であって、結果がなかったからと言って被害がなかったことには結びつかず、しかも上記（1）のイで、原審判決が認定している「東京都内においても相当数の住民が飲料水、放射線測定器等を購入するなどの被ばく回避行動をとっていたほか、東京都内の地方公共団体も、住民の不安を解消するために、独自に放射線測定等の措置をとっていたことが認められ、原告のみならず、東京都内の他の住民の中にも、放射線被ばくに対して不安感を抱いていた者が相当数いたものといえる。」（23頁）という認定と矛盾した認定というほかない。被ばく回避行動との因果関係が認められれば、当然に慰謝料が発生する基盤も整う関係性にある。

すなわち原審判決は、理由不備ないし理由齟齬をきたしている。

エ さらに引き続いて、原審判決は、同（2）ウとして、「東京都内における放

放射性物質の検出量や、政府等による避難指示等の措置、報道状況等に照らすと、本件原発から約200キロメートルを超える距離がある東京都内に居住している原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということとはできないし、具体的な危険が生じていることを前提とした報道等がされていたということもできない。そうすると、原告及び原告の子らの被ばく線量の正確な値は明らかではないものの、政府の定める除染基準や暫定規制値等を大きく下回っているものと推認されるから、低線量被ばくについてしきい値が存在しないとするLNT仮説を前提としても、原告及び原告の子らの放射線被ばくによる健康への影響は他の発がん要因等に比して無視できるほど、小さく、社会通念上受忍すべき限度を超える程度の健康への影響があったとは認められないというべきである。また、原告及び原告の子らにおいて、東京都内から避難し、又は被ばく回避行動をとることの必要性、合理性があったとは解し難いし、原告が本件事故及び放射線被ばくに関して強い恐怖感、不安感を抱いていたとしても、それは生命、身体等の侵害に関する一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎないというべきであり、原告が上記感情を抱いたことをもって本件人格権が侵害されたということとはできない。」(25頁)としているが、この理由づけも結果論に過ぎずない。

繰り返すが、本件の最大の争点は、LNT仮説の合理性ではない。原審で控訴人は、「原告が、被告の主張に対し、念のために反論している低線量被ばくの点についての科学論争も、相当因果関係の判断においては、重要な争点ではない。被告らがLNT仮説を否定する立場をとるとしても、風評被害の判例群でも正しく認定されているとおり、原告を含めた人(消費者)の行動は、「科学」により決せられるのではなく、まさに「風評」も含めた「危険性認識」(ここでいう「危険性認識」は「具体的な不安」にまで達するものではない。)により、決せられるからであり、これが「風評被害」論で、どのような立場をとるにしても、通常人の判断を前提とした相当因果関係論

の帰結であるからである。」という主張を行っている（原審の原告平成26年6月23日付け訴えの変更申立書3頁）。

本件原発事故に起因する「被ばく回避行動」であって、結果がなかったからと言って被害がなかったことにはならず、しかも上記（1）のイで、原審判決が認定している「東京都内においても相当数の住民が飲料水、放射線測定器等を購入するなどの被ばく回避行動をとっていたほか、東京都内の地方公共団体も、住民の不安を解消するために、独自に放射線測定等の措置をとっていたことが認められ、原告のみならず、東京都内の他の住民の中にも、放射線被ばくに対して不安感を抱いていた者が相当数いたものといえる。」という認定と矛盾した認定というほかない。被ばく回避行動との因果関係が認められれば、当然に慰謝料が発生する基盤も整う関係性にある。

すなわち原審判決は、この点でも、理由不備、理由齟齬をきたしている。

オ さらに原審判決は、同（3）アにおいて、「原告は、本件事故の発生直後において、本件原発の状況が悪化し続けていたこと、放射性物質の存在は認識することができず、その危険性についても未解明の領域があることから、一般人の放射性物質に対する恐怖感、不安感は極めて大きく、増幅されやすいものであること、実際に、本件事故の状況や放射性物質の危険性に関する情報は錯綜しており、原告以外にも多くの東京都民が何らかの被ばく回避行動をとっていたことから、原告を含む東京都民が具体的な恐怖感、不安感を抱いたことは社会通念上合理的かつ相当であると主張する。」としながら、「しかしながら、前記のとおり、政府による避難指示及び屋内退避指示は本件原発から半径30キロメートルの範囲にとどまっているほか、この範囲外の住民については放射線による健康への影響を懸念する必要はない旨が発表、報道されているのであって、本件事故の直後において、本件事故の進展につき予測不能な部分があったこと、政府等の情報開示の在り方を批判する報道があったこと、放射性物質の性質等を考慮しても、原告と同様の立場に置かれた一般人の本件事故への対応には相当の個人差があるものと解され



るから、原告が上記事情を受けて放射線被ばくに対する恐怖感、不安感を抱いたからといって、これにより原告の法律上保護された利益が侵害されたと評価することは困難であるし、原告の他に相当数の東京都民が原告と同等の被ばく回避行動をとっていたとしても、その多くは生命、身体等に対する一般的、抽象的な危険を避けるための予防的な行動にすぎないと解されるから、本件人格権の侵害が根拠付けられるものではない。」(25頁最終行以下)とし、同(3)イ(26頁)として、「また、原告は、本件事故は、誰に対しても何らの便益ももたらすものではなく、原告の抱いた不安感、恐怖感が社会的に受忍される余地はないと主張する」としながらも、「本件事故が誰に対しても何らの便益ももたらすものではないからといって、前記(2)で説示したとおり、原告及び原告の子らの放射線被ばくによる健康への影響は他の発がん要因等に比して無視できるほど小さいことからすると、原告の法律上保護に値する利益の侵害があったと評価することはできないから、原告の上記主張は採用できない。」とし、同(3)ウとして、「なお、原告は、被告が東京都の市区町村に対して学校給食の検査費用や空間線量の検査に関する費用を支払っていることから、被告自身、東京都内の多数の住民が放射線被ばくに関して具体的な恐怖感、不安感を抱くことの合理性、相当性を認めていると主張するが、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされており(地方自治法1条の2第1項参照)、上記役割の一環としての地方公共団体による放射線量の検査と、一個人の被ばく回避行動とは、その目的及び必要性が異なるといわざるを得ないから、被告が東京都の市区町村に対して放射線の検査費用等を一部負担したとしても、原告の人格的利益の侵害を認めたことにはならない。」(27頁)とまで指摘している。

しかしそもそも被控訴人は、当該地方自治体に対して、慰謝料を認めているわけではない以上、「原告の人格的利益の侵害を認めたことにはならない」とする法的根拠が不明である。

しかも、その理由は、「地方公共団体による放射線の検査と一個人の被ばく回避行動とは、その目的及び必要性が異なると言わざるを得ない」という一点のみである。

しかし「その目的及び必要性が異なるのは、当然であって、このような理由づけで、「原告の人格権侵害」を否定する根拠とはなりえない。

この点の相当因果関係については、本書面冒頭第1の2項に記載したとおりであって、ここで問題なのは、「東京都内の多数の住民が放射線被ばくに関して具体的な恐怖感、不安感を抱くことの合理性、相当性」（27頁3行目から5行目）である。

加えて、被控訴人は、同じ地位に立たされている一当事者である地方公共団体への賠償には一部に応じ、他方、その住民である控訴人個人への賠償は一切拒絶するという差別的対応を行っていることは明らかである。

特に、本件の被控訴人は、形式的には一私企業であるが、実質的に国有化されており、国家同視の理論（ステイト・アクション）により、国・地方公共団体が対応する場合と同じく、平等原則（憲法14条）が直接適用ないし類推適用され、不平等扱いの合理性は、厳格に審査されなければならないケースであるところ、単に「目的及び必要性が異なるから」では、その合理性については何ら判断されていないに等しい。

よって、原審判決は、この点でも、著しい理由不備、理由齟齬の違法が存在するという他ない。

#### （4）まとめ

ア まず原審は、控訴人の主張する侵害された法的利益について、全く理解していない。

すなわち、原審が否定したのは、「生命・身体・財産等に対する危険」が具体的には発生していないということのみである。

「本件事故及び放射線被ばくに関する強い恐怖感・不安感」についても一応言及しているが、いかなる場合に「法律上保護に値する利益」に該当する

かについて何ら明らかにすることなく、該当性を否定している。

しかし控訴人が主張している精神的損害は、「放射能汚染のない環境において平穩に生活する権利（生命・健康・財産に関して具体的な不安感を抱かずに生活する利益）」の侵害であり、プライバシー侵害に対する慰謝料請求と同様に、「生命・身体・財産等に対する危険」そのものから切り離されて判断されるべき利益の侵害である。

そして、「生命・身体・財産に対する具体的危険」に対する精神的苦痛への慰謝料と、平穩生活権侵害による精神的苦痛に対する慰謝料が別個に観念できることは、従来の判例でも認められてきたところである。

イ 原審での原告最終準備書面（「準備書面（12）」）38頁で指摘した「騒音被害に関する事例における判決（横田基地騒音訴訟控訴審判決・東京高判昭和62年7月15日（判例時報1245号3頁））は、「人は、人格権の一種として、平穩安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穩生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであつて、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法七〇九条所定の侵害であり、これによつて生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらとは区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」と判示している。

ウ また、同じく同書面39頁で引用した廃棄物処分場の差し止めを求めた事件における判決（仙台地裁平成4年2月28日・判時1429号109頁）では、平穩生活権について、「洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水に当てるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感

等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される。」と判示されている（いずれも下線は控訴人代理人）。

エ このように、原審判決は、控訴人が提起した、「平穏生活権」としての「放射能汚染の環境において生活する権利」への侵害の有無について判断することなく、単に健康被害が発生する可能性があったか否かのみで判断をしており、控訴人の主張に対する著しい判断の脱漏、ないし理由不備と齟齬の違法がある。

すなわち、本件においては、本件原発事故による控訴人の精神的苦痛は、大きく、①本件原発事故直後から原子炉建屋の爆発、そして一応の収束に至るまでの、被ばく回避行動を強いられたり、東京を離れなければならなかったりしたことの恐怖感・不安感、及び ②その後から現在までの周辺住環境における低線量被ばく・内部被ばくへの恐怖感・不安感に分けられるが、いずれもこれらの恐怖感・不安感によって具体的な行動（①は避難等、②は飲料水の購入、③検査機器の購入等）が要求され、しかも、これらは控訴人を含む相当数の東京都民が強いられたのだから、控訴人の平穏生活権侵害としての放射能汚染のない環境において生活する権利を侵害したことに対する精神的苦痛は、原審判決が判示したような「一般的・抽象的な利益の侵害」ではありえないものである。

オ 加えて、原審判決の判示は、事実認定のレベルで矛盾している。

すなわち、原審判決は、政府や報道機関は、「本件原発から半径30キロ

メートル」の「範囲外の住民については放射線による健康への影響を懸念する必要はない旨が発表、報道されている」（原審判決26頁）から、「原告が上記事情を受けて放射線被ばくに対する恐怖感、不安感を抱いたからといって、これにより原告の法律上保護された利益が侵害されたと評価することは困難である」（同頁）旨判示し、まさに、政府や報道機関の発表は間違いのないものであることを前提に判断を下している。

ところが、原審判決は、他方で、「本件事故の発生直後においては、本件1号機、同3号機及び同4号機の爆発が相次ぐなど、本件事故の進展につき予測が困難な状況にあり、政府も本件事故の具体的な状況に関する正確な情報を把握できていなかったこと、新聞、テレビ、インターネット等においては、本件各原子炉の爆発の様子も含め、本件事故の状況が詳細に報道されたほか、本件事故に関し、政府及び被告の危機管理能力及び情報開示の在り方に対する批判、広範囲に深刻な被害が生じる可能性、放射線の人体に対する影響、被ばくを回避するための方法等が報じられていたことが認められる。」

（同22頁）としており、国民が政府の発表について信頼できないと感じることもやむを得ないことを認めているのである。

カ このように、原審判決の判示は、認定事実のレベルで矛盾していると言わざるを得ず、控訴人の抱いた恐怖感・不安感が法律上保護された利益の侵害に該当するかについて、十分な判断がなされていない。

キ また、原審判決は、いわゆる受忍限度論を正解していない。この点、前述の第1の5項で述べたことに、さらに付言する。

原審判決は、「原告及び原告の子らの放射線被ばくによる健康への影響は他の発がん要因等に比して無視できるほど、小さく、社会通念上受忍すべき限度を超える程度の健康への影響があったとは認められないというべきである。また、原告及び原告の子らにおいて、東京都内から避難し、又は被ばく回避行動をとることの必要性、合理性があったとは解し難いし、原告が本件事故及び放射線被ばくに関して強い恐怖感、不安感を抱いていたとしても、

それは生命、身体等の侵害に関する一般的、抽象的な危険性に対するものにはすぎないというべきであり、原告が上記感情を抱いたことをもって本件人格権が侵害されたということとはできない。」と判示し（25頁）、控訴人が侵害したと主張する不利益が他の発がん要因等に比べ無視しうるほど小さいから、受忍を正当化する事情は不要である旨判示している。

しかし、いわゆる受忍限度論は、「予見不能な損害（不利益）について、危険な活動を営むことによって利益を得ている企業がなぜ負担しなくて済むのか、公平な損害の分担とは言えないのではないか」という考え方から発展した理論であるから、人間が被る不利益がどんなに小さかろうが、公平な損害の分担の観点に照らし受忍すべきいわれがない場合、加害企業が負担するのは当然の理である。

被控訴人は、経営に要する全ての費用をコストとして電気料金に含めることのできる、いわゆる「総括原価方式」を採用している（裁判所に顕著な事実、電気事業法第19条等）のだから、生じた危険（損害）もまた全て負担すべきであり、控訴人が負担する理由は何ら存在しない。

## 2 第3の3項「争点（3）（本件物品購入費用等及び弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか。）について」（原審判決27頁以下）の誤り

### （1）意味不明な論旨

この点原審判決は、同項3項（27頁）冒頭「前記2で説示したとおり、本件事故に伴う放射性物質の放出により、本件原発から約200キロメートル離れた東京都内に居住している原告及び原告の子らの生命、身体、財産等について具体的な危険が生じていたということとはできず、その安全を図るために東京都内から避難したり、被ばく回避行動をとる合理性、必要性があったとはいえないから、本件物品購入費用等は本件事故と相当因果関係のある損害には当たらないというべきであり、本件事故によって原告の人格権や財

産権が侵害されたということもできない以上、弁護士費用相当額の損害についても本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできず、原賠法3条1項に基づく請求及び不法行為に基づく請求のいずれについても、本件物品購入費用等及び弁護士費用相当額の損害賠償を認めることはできない。」と述べる。

この論旨は意味不明である。

上記論旨は、次のように分解できる。

①「前記2で説示したとおり、本件事故に伴う放射性物質の放出により、本件原発から約200キロメートル離れた東京都内に居住している原告及び原告の子らの生命、身体、財産等について具体的な危険が生じていたということとはできず、その安全を図るために東京都内から避難したり、被ばく回避行動をとる合理性、必要性があったとはいえない」

↓

②「本件物品購入費用等は本件事故と相当因果関係のある損害には当たらない」

↓

③「本件事故によって原告の人格権や財産権が侵害されたということもできない以上、弁護士費用相当額の損害についても本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできず」

↓

④「原賠法3条1項に基づく請求及び不法行為に基づく請求のいずれについても、本件物品購入費用等及び弁護士費用相当額の損害賠償を認めることはできない。」

①については、既に、指摘したとおり、原審判決の「前記2」自体の理由づけ自体が理由不備、理由齟齬になっている以上、何ら根拠にならないうえ、

①から②には論理の飛躍があり、さらに③「本件事故によって原告の人格権や財産権が侵害されたということもできない以上」と述べて、いきなり「人格権」のみならず「財産権」の問題が持ち出されることも不合理である。

そもそも控訴人は、「財産権侵害」を主張していないし、そもそも「財産権侵害」がなければ、不法行為が成立しないわけでもない。こういうことを書面に書かなければならないこと自体が、控訴人代理人としては忍びないが、民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」としている（下線は控訴人代理人）。

そのうえで「本件物品購入費用等及び弁護士費用相当額の損害賠償を認めることはできない。」としているが、結局、全体として、論旨不明というほかない。

原審は、慰謝料の問題と財産的損害の問題を完全に混同しており、その結論が、同じ理由づけで求められるという思い込み自体に問題の原因がある。

## （2）飛躍する論理

さらに原審判決「原告は、JOC（ママ）事故の際、放射性物質の上記特性に照らし、事故現場周辺の工場を生産者と表示した商品の購入を避けようとする消費者行動が社会通念上相当なものと認められていたと主張するが、原告主張の事例は、事故現場周辺の工場において生産された商品の販売者の営業利益に対する風評被害を肯定したものであって、本件とは事案が異なるというべきである。」とし、「また、原告は、本件事故後、原告と同じ状況に置かれた多数の住民が原告と同様の被ばく回避行動をとっていることから、本件事故と本件物品購入費用等との間には相当因果関係があると主張するが、前記2で説示したとおり、相当数の東京都民が原告と同様の被ばく回避行動をとっていたとしても、その多くは生命、身体等に対する抽象的な危険を避けるための予防的な行動にすぎないと解され、上記事情をもって、本件事故と本件物品購入費用等との間の相当因果関係が認められることにはな



らない。」(以上28頁)としているが、この点の理由不備と理由齟齬は、既に指摘したとおりであって、前者は「事案が異なる」ことを理由に、後者は「予防的な行動」であることを理由に、これを損害不発生の根拠とするのは、明らかに理由不備ないし理由齟齬の違法がある。

### (3) 控訴人の主張の骨子

原審で控訴人は、「積極損害に対する因果関係は、当然に、慰謝料とは異なる基準により因果関係が認定されるべきである。」と主張している(平成26年6月23日付け訴えの変更申立書)。

すなわち、本件では、本件原発事故にかかる慰謝料の算定に関しても「受忍限度」論を採用すべきでないと考えるが、仮に、慰謝料に「受認限度」の基準が要請される場合があるとしても、積極損害の場合は、「受認限度」論を採用することは妥当でない」と主張し、「本件では、通常相当因果関係論を前提として、本件原発事故との因果関係について、条件関係があり、かつ社会生活観念上も特異のことではなく通常予想できる程度のものであれば相当因果関係が認められるべきであり、その際、行為当時に一般人に認識・予見可能であった事情と、行為者が特に認識・予見していた事情を基礎として判断すれば(いわゆる折衷説)、本件原発事故と原告の積極損害との関係では、原告の消費行動等は、多数の市民の通常行動の一部であって、当然に相当因果関係が認められるべきである。そもそも不法行為は、損害の公平な調整の問題である。したがって本件原発事故に起因する「人の行動」につき、一定程度の合理性が認められれば、相当因果関係のある損害として、その損害は認められるのが不法行為論の帰結であり、「受忍限度」という特別な調整は不要であるうえ、本件原発事故が、互換性のない事故であることを前提とすると、なおいっそう、「受忍限度」や、被控訴人の主張する「重大な不安」を前提とした主張(原審での被告平成26年3月25日付け準備書面9の2頁)を採用することは、通常「相当因果関係論」とは大きく異なり、しかも「損害の公平な調整」の観点からも、不公正・不公平・不正義

な基準というほかない。

また念のためであるが、相当因果関係の判断において、控訴人の主観である「具体的な不安」が不要であることも、既に原審の原告準備書面（10）3頁以下で主張したとおりである。

「実害」が生じたか否かも「相当因果関係」の判断とは関係がない。「実害」が生じた場合に「相当因果関係」が認められることは明らかであるとしても、「実害」は本件原発事故の場合、あくまでも「結果論」に過ぎず、結果的に「実害」がなかったからと言って、実害への回避行動をとった行為につき、「相当因果関係」を否定する理由とはまったくならない。「実害」の存在は、損害の程度を増大させるにすぎないというべきである。

また控訴人が、被控訴人の主張に対し、念のために反論している低線量被ばくの点についての科学論争も、相当因果関係の判断においては、重要な争点ではない。被控訴人らがLNT仮説を否定する立場をとるとしても、風評被害の判例群でも正しく認定されているとおり、控訴人を含めた人（消費者）の行動は、「科学」により決せられるのではなく、まさに「風評」も含めた「危険性認識」（ここでいう「危険性認識」は「具体的な不安」にまで達するものではない。）により、決せられるからであり、これが「風評被害」論で、どのような立場をとるにしても、通常人の判断を前提とした相当因果関係論の帰結であるからである。

#### （4）平等権判断の誤り

加えて原審判決は、「さらに、原告は、被告が東京都内の市区町村に対して放射線量の検査費用等を支払ったにもかかわらず、原告への検査費用等の支払を拒むことは著しく不合理な差別であり、憲法14条又はその趣旨に違反する旨主張するが、前記2で説示したとおり、地方自治法上の地方公共団体の役割を考慮すれば、地方公共団体による放射線量の検査と、一個人の被ばく回避行動とはその目的及び必要性が異なるというべきであるから、被告が原告に対して上記検査費用の支払をしないことをもって、著しく不合理な

差別に当たるということはできない。」(28頁)とするが、そもそも平等権侵害につき、「一個人の被ばく回避行動とはその目的及び必要性が異なる」ことの一事のみを理由として、憲法判断が回避できないことも当然の法理であり、そもそも「厳格な合理性の基準」の観点から見れば、平等権侵害を否定する理由付けはあまりにも不十分である。

しかも原審判決は、原審での原告最終準備書面(「準備書面(12)」)29ページで詳細に整理した「ADRの解決事例(甲74)との比較での平等原則違反」については、何ら触れるとことがない。

この点、甲74の証拠自体が、原審判決の引用証拠にも含まれていない。すなわち原審は、控訴人が真摯に提出した書面も証拠もまったく見ないで、原審判決に至っているのである。

したがって原審判決は、この点、理由不備、理由齟齬のみならず、控訴人の主張を無視した「理由の脱漏」の違法があるというほかない。

## 第4 原審判決の誤り(事実認定の誤り)

### 1 はじめに

以上のとおり、原審判決は、原審裁判官の主観に堕した、あまりに性急かつ簡便な結論に陥るあまり、誤った理由による誤った判断に陥っているが、その理由は、控訴人の主張や提出証拠を十分に吟味せず、規範の設定を怠ったが故に、そのために誤った事実の整理をしてしまったことにもよると思われるので、この点、ここで整理したい。

なお原審判決は、控訴人の請求を棄却するという結論に対して、あえて不利益となる事実整理は避けたようにも見受けられるが、仮にそうであれば、裁判所の職責放棄とも評価できるものである。

### 2 事実整理の誤り

原審判決が、認定事実(証拠及び弁論の全趣旨に基づいて認定できる事実、

第3の1)として指摘する事実は、不正確であり、また、控訴人の主張上重要かつ証拠上明らかな部分について、脱漏があり、これらの事実は判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。

#### (1)「放射線被ばくによる健康被害の内容及び性質」(12頁)

ア 原審判決は、第3の1項(1)イ(イ)(13頁)において、「確定的影響については、この線量以下では発症しないという境界の線量(以下「しきい値」という。)が存在し、この線量は一般的には100ミリシーベルトから250ミリシーベルトであると言われている。」(1段落)と述べる。

他方、続けて「他方で、100ミリシーベルト以下の低線量の放射線を被ばくした場合(以下「低線量被ばく」という。)」における確定的影響については、被ばく線量の増加とがん、白血病等の発症確率の増加との間の因果関係に関し、統計的に有意な差は現れておらず、他の要因によるがん等の発症確率の増加との区別も困難であるほど小さいため、現時点において疫学的な証明は困難であるとされているものの、しきい値が存在するか否かについては確定的な見解は存在していない(2段落)と述べている。

この点、「しきい値」が「存在し」と述べた次の文章で、「しきい値が存在するか否かについて確定的な見解は存在しない」と矛盾する記述をしていることが明らかであり、その論旨が不明である。

単に「しきい値が存在するか否かについて確定的な見解は存在しない」ということであれば、「LNT仮説」が正しいことになるが、原審判決は、後者の文で「白血病等の発症確率の増加との間の因果関係に関し」とあることから、ここでは、後者の文中で「確定的影響」が、「確率的影響」と混同されているものとも考えられる。

このような記述は、単なる誤記に止まらず、放射線被ばくに関しては、確定的影響と確率的影響は、異なる次元の問題として議論されているところ、原審裁判所は、この議論を正しく理解しないままに、事実を整理し原審判決を下したのではないかとの疑念を強く持たざるを得ないこととなる。

イ さらに原審判決は、第3の1項(1)ウ(13頁最終行以下)において、  
「ICRPは、LNT仮説を前提として、放射線の被ばく状況を、①緊急被ばく状況(原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避又は低減するための緊急活動を必要とする状況)、②現存被ばく状況(緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならぬときに、既に存在している被ばく状況)、③計画被ばく状況(平時)の3つに分類した上で、①緊急被ばく状況及び②現存被ばく状況における放射線防護対策の計画、実施の目安として、それぞれにつき被ばく線量の範囲を示し、状況に応じて適切な参考レベルを設定して住民の安全確保に活用することを提言している。参考レベルは、被ばく線量がこれを下回ることを目標とするために利用するものであり、①緊急被ばく状況においては年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの間、②現存被ばく状況においては年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの間にそれぞれ設定すべきものとされている。また、③計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、年間1ミリシーベルト以下の線量拘束値(被ばく線量はその値を超えないことを確実に予測できる値)を設定すべきものとされている。」と事実を整理している。

しかし、慰謝料によって慰謝すべき精神的損害を被ったか否かは、通常人を基準とした社会通念によって決まるものである。

したがって、この精神的損害の有無を検討するにあたっては、社会通念が形成される平時(上記でいうところの「③計画被ばく状況」)の数字をもって検討しなければならない(緊急時であるからといって市民が被ばくに対する恐怖を感じる数値が上がることは通常あり得ず、仮にそうでないというなら被控訴人側で立証すべき事項である。)

そのうえで、平時においては、年間5ミリシーベルトを超える環境は、「放射線管理区域」とされ、入退出、使用した衣服等の持ち出し、飲食等が禁止され、厳格な管理がされていることから、平時は年間1ミリシーベルト以下

に抑える基準を設定しなければならないことを前提に、5ミリシーベルト以上は、放射線管理区域として、極めて厳格な管理等の対応が求められていることも、判決では前提事実として明記されなければならない。

## (2) 「本件事故に伴う放射性物質の拡散に対する政府等の対応」(14頁)

ア 原審判決は、第3の1項(2)ア「政府による避難指示」(14頁以下)において、「政府の避難指示」のみを事実整理するが、他方、諸外国の政府が自国民に対して東京以南への避難、あるいは、大使館機能の大阪への一時避難等の対応をとったことは、客観的に明らかな事実であり、加えて控訴人を含む市民に大きな不安を与える根拠となった事実であり、控訴人は、原審で原告最終準備書面(「準備書面(12)」)32頁、50頁、51頁等で、諸外国政府の対応のみならず「外資系企業」の避難についてまで主張しているにもかかわらず、この点も、認定事実には明記されるべきであるが、あえてそれを脱漏している。

イ 原審判決は、第3の1項(2)ウ「食品等の出荷制限等」等(16頁以下、20頁以下)において、あえて国や地方自治体の調査、出荷制限の指示にもかかわらず、規制値を超える食品が流通していたことに対し(原審での原告最終準備書面(「準備書面(12)」)67頁等、甲105、甲121、甲122等、むしろほとんどの食品が流通後に発覚するのが通例である。なおこれは現在でも続いている。今回提出の甲172ないし甲180)、市場がどのように反論したのかについての事実認定を怠っている。この点は、市民の恐怖を検討するうえで必須の重要な前提事実であるから、認定事実には明記されるべきであるが、あえてそれを脱漏している。

## (3) 「本件事故による東京都内の放射性物質の検出状況」(17頁)

ア 原審判決は、第3の1項(3)ア「空間放射線量について」(17頁以下)において、葛飾区の公園で空間線量が1マイクロ(毎時)以上を記録したことを初め、都内で合計9カ所で高い数値が観測されたことを記載している(甲61)ものの、控訴人とその家族が居住する渋谷でも高い数値が記録さ

れた地点が存在していることはまったく記載しない（甲6、甲101、甲103の6）。

この点も、控訴人の不安感、恐怖感を検討するうえで必須の重要な前提事実であるから、認定事実には明記されるべきであるが、あえてそれを脱漏している。

なお今回提出の寺田学民主党副幹事長（本件原発事故時総理大臣補佐官）のブログによると、2015年3月15日には、被控訴人の本社に駐在していた細野豪志首相補佐官（当時）から官邸に「渋谷の線量、通常の100倍」とメールで連絡があった事実（甲185の6、3頁）が記載されているが、この被控訴人が把握し細野補佐官にもたらした重大な被ばく情報が、控訴人も含め一般市民に向けて発表されることはなく、控訴人の子供たちにとっては何ら益のない不要な被ばくを回避する機会も与えられなかった。

イ 原審判決は、第3の1項（3）イ「水道水汚染について」（18頁）において、「金町浄水場の浄水から、暫定規制値（食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する放射性物質の暫定規制値は1キログラム当たり100ベクレル）を超える最大1キログラム当たり210ベクレルの放射性ヨウ素が検出されたことを受け、同月23日、1歳未満の乳児による水道水の摂取を控えるべきこと、代わりとなる飲料水の確保が困難な場合、一時的に水道水を摂取することは差し支えないことを発表し、乳児のいる家庭に対し、乳児1名当たり550ミリリットルの飲料水3本を配布することを決定した。」と記載している。

しかし、原審判決は続けて、「同月24日には、金町浄水場の浄水の放射性ヨウ素の濃度が暫定規制値を下回る1キログラム当たり79ベクレルに減少したため、東京都は、乳児を含めて水道水を摂取しても問題ない旨を発表し、同年4月5日以降、金町浄水場における放射性ヨウ素の濃度は、検出限界値未満の状態が続いている。」とのみ、判示している。

しかし、東京都や23区は、乳幼児のいる家庭に対し、4月以降も飲料水

を配布した事実（甲103の5）については、一言も言及されていない。

この点も、控訴人の恐怖を検討するうえで必須の重要な前提事実であるから、認定事実に明記されるべきであるが、あえてそれを脱漏している。

これは、公的には乳児を含めて水道水を摂取しても問題が無いことを発表しつつ、一度、暫定規制値を超えた水道水に対し、引き続き不安を感じ、飲料水を求める親たちが多かったためであり、市民が感じていた恐怖を大きく裏付けるものである。

なお一度不安を感じた市民が、その後の安心情報があっても、なお不安を感じ続けるのは、まさに通常の経験則の帰結であるが、この点も原審判決には理解がない。やはり相当因果関係の専門家である関谷直也証人の尋問を怠ったからというほかない。

#### （４）「食物等の汚染について」（１９頁）

##### ア 初めに

原審判決は、第3の1項（3）ウ（エ）（20頁）において、「（ア）農産物について」、「（イ）食肉について」、「（ウ）水産物について」と整理したうえで、（エ）として、「前記（2）ウのとおり、厚生労働省の定める暫定規制値及び新基準値（以下「暫定規制値等」という。）を超える放射性物質が検出された食品については出荷制限の措置がとられており、市場には流通しないこととされているものの、暫定規制値の設定や食品検査の体制に漏れがあったこと、放射性物質の検出から出荷制限が指示されるまでに時間がかかったこと等の理由により、前記（ア）及び（イ）のとおり、暫定規制値を上回る放射性物質が検出された食品等の一部が市場に流通したことがあった。」として、一部、控訴人にとっては有利な事実を認定するが、他方、「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」と断定して認定している。

しかしこの点については、以下のとおり明らかに真実と異なる認定であり、控訴人をあえて敗訴させるために意図的に、控訴人に有利な認定事実を矮小



化しようとする意図すら疑心する断定的記述である。

すなわち、今回提出の甲172ないし甲180によれば、次の事実が明らかであり、本年に入るまで、継続的に、放射能汚染された食品は流通を続けている。

そもそも控訴人は、前述のとおり、原審裁判所の真摯な判断を期待し、最低限の証拠の提出にとどめ、本件原発事故のような過酷事故においては、数十年にわたり放射能汚染をした食品等が流通することは公知の事実であると考えていたこともあり（チェルノブイリ事故では、事故後も長く放射能汚染された食品等が流通している。なお本件原発事故の先例とも言えるチェルノブイリやスリーマイル島の原発事故に関しては、甲3、甲73のみならず、原審の原告平成25年10月28日準備書面（9）17頁、19頁、32頁、36頁、38頁、48頁、58頁等で、新聞記事を引用する形で触れているところである。）、「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との蛇足的記述を、しかも断定して認定する裁判体があろうとはまったく夢にも想像すらしていないところであった。

このような控訴人にとっては不利益的な記述を、事実認定として記載すること自体が、まさに原審裁判所の判決の結論のすわりの悪さを、原審裁判所が自認しているということにほかならない。

イ なお今回提出の甲172ないし甲180について、補足する。

#### 記

- ① 平成24年2月9日、横浜市港北区のスーパーで販売されていた、静岡県藤枝市の業者が加工した「乾燥シイタケ」から、暫定基準値（1キログラムあたり500ベクレル）を超える2077ベクレルの放射性セシウムが検出されたことが報じられた。

この商品は、9県で産出された椎茸を使用し、原産地名は「日本産」と表示されていたが、静岡県は9県の県名を「公表できない」としており、

業者は国内産シイタケを使用した全商品の自主回収を進めていると報じられた（甲172）。

なお、後記⑤で明らかになるとおり、同商品の自主回収は徹底されておらず、半年以上たつて新潟県で引き続き流通していたことが発覚し、これも規制値を超えていたことが判明している。

② 同年2月14日、福島県のJA新ふくしまが1月14日～2月10日まで販売した「干しダイコン」（千切り）から、1キログラムあたり3000ベクレルの放射性物質が検出されたことが報じられた（甲173）。

③ 同年5月3日、徳島市で保育所に給食食材を販売している業者が扱う乾燥シイタケの一部から、同年4月1日から施行された新基準値（1キログラムあたり100ベクレル）を超える放射性セシウムが検出されたことが報じられた（甲174）。同商品はすでに保育所で給食として消費されており、仕入れ元の大阪市の業者がどこから仕入れたのかもこの時点で不明であった。

なお、この商品の流通が発覚したのは、放射性物質による汚染を心配した保育所の保護者が購入し、これを民間検査機関に検査を依頼したことにより発覚したものであり、国や自治体での検査では、基準値超えの食品の流通を防ぎきれないことを裏付けるものである（甲174）。

④ 同年6月1日、福島県二本松市のNPO法人が製造・販売した「桑の葉パウダー」からは、1キログラムあたり390ベクレルの放射性セシウムが検出されたとして、県は同NPO法人に自主回収を要請したと報じられた（甲175）。

この商品は、すでに東京都内の二店舗を含む店舗とインターネットで販売されていたものであって、国立医薬品食品衛生研究所が東京都内の店舗で購入して検査したところ判明したものであり、地元県では基準値超えを検知できていなかった（甲175）。

⑤ 同年9月20日には、静岡県藤枝市の業者が平成23年12月に生産

し、新潟県内のスーパーに流通した乾燥シイタケから1キログラム当たり1100ベクレルの放射性セシウムが検出されたことが報じられた(甲176)。

この商品は、上記①に述べたとおり、平成23年2月に静岡県が自主回収を要請したものであり(甲172)、業者は県の調査に対し「東京都と神奈川県」に出荷したとし、2月に回収を完了したと報告していたものであったにもかかわらず、半年以上たった9月になって、新たに新潟での流通が発覚したというものであった(甲176)。

以上のとおり、平成24年だけでも、流通を規制すべき基準値を超えた食品が流通していたことは、国や自治体の検査では、基準値を超えた放射能汚染食品の流通を防止できていなかったことを裏付けている。

平成25年以降も同様の状態にある(甲177の1から甲180)。

⑥ 平成25年12月12日、厚生労働省はインターネット上の「食品中の放射性物質の検査結果について(第787報)」において、同年12月9日に採取され、市場に流通していた宮城県産原木シイタケから、規制値を超える1キログラム当たり110ベクレルの放射性セシウムが検出されたことを公表した(甲177の1および2)。

なお、本件は国立医薬品食品衛生研究所が店頭で商品をサンプリングすることで、事後的に検査して発覚したものであったが、その流通状況や原因などの詳細情報は、上記インターネットサイトには公開されていない。

⑦ 平成26年8月26日、群馬県甘楽郡内の農産物直売所で販売されていた「原木椎茸粉末」から1キログラム当たり140ベクレルの放射性セシウムが検出されたと、群馬県が発表し、報道された(甲178の1及び2)。直販所を管轄する富岡保健福祉事務所は、上記直販所に対して販売自粛を指導したこと、店頭にあった3パックは撤去されたが、4月以降に120パック

が既に販売されて市場に流出してしまっていること等も、併せて報道された。

なお、本件の基準値超が判明したのは、厚生労働省の委託により国立医薬品食品衛生研究所が抜き打ちで買い上げて検査した結果であり、すなわち、群馬県による検査等からは漏れていたことが明らかである。

⑧ 同年9月14日から16日、宮城県仙台市の仙台三越百貨店の食品売場で販売していた「サクラシメジ」から基準値を超過する放射性セシウムが検出された（甲179）。

⑨ 平成27年3月6日、千葉県産のシイタケとヒラタケを粉末にした「きのこパウダー」から1キログラム当たり190ベクレルの放射性セシウムが検出された。「4～8袋」が控訴人の住む東京都渋谷区の「青山ファーマーズマーケット」（甲140、34頁に記載の「青山の国連大学の前の野菜のマーケット」のこと）で販売されたことが報道された（甲180）。

この商品について放射性セシウムの基準値超えが発覚したのは、消費者が自主検査し、市原市に連絡したのがきっかけであった。すなわち、国や自治体は、基準値を超えた放射能汚染食品の流通を防止できていなかったことが明らかである。

ウ 以上のとおり、原審判決が、「もっとも、平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」（20頁）と断定するのは、明らかに事実誤認である。

なお、以上に列記した「基準値」（原審判決で言う「新基準値」のこと）を超える放射能汚染食品の流通事例は、インターネット上での検索等で現在も容易に発見されたものだけを証拠として提出したものであり、発見経緯が報道されている事例は、抜き打ち的な検査や一般市民の調査により偶然に発見されたものでもある。

すなわち、これら報道等から合理的に認定できるのは、実際には、はるかに多くの基準値越え食品が流通しているという事実であり、これが、当然の理で

ある。

以上の事実は、いずれも控訴人を含む市民の被ばくに対する不安感を重大なものならしめる根拠となる事実である。

したがって、原審判決は、控訴人の棄却を導き出すために、本件原発事故による市場の同行を過小評価しようとしたとしか考えられない。

(5) 「本件事故にかかる政府、被告の公表情報、新聞等による報道等」(20頁)

ア 原審判決は、第3の1項(4)ア(20頁以下)において、「本件事故直後の本件原発の状況に関する情報の中には、公表されなかったものがあつたほか、事実の誤認識があつたことにより、不正確なまま公表されてしまったものがあつた。」とし、これに引き続き「また、本件原発から放射性物質が放出されていることに関しては、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の大気中の放射線や、暫定規制値を上回る放射性物質が検出された食品等の摂取による被ばくについて、直ちに健康に影響を及ぼすものではない旨を発表した。」(21頁)との記載があるものの、原審での原告最終準備書面(「準備書面(12)」)44頁以下で主張した事実(特に3項以下)を大幅に割愛している。

すなわち、原審判決が認定事実から脱漏させた客観的に明らかな事実としては新聞の報道内容や政府の発表部分である(なお原審判決14頁との比較。以下、下線は控訴人代理人)。

- ① 3月11日、福島第1原発に対し、原子力緊急事態宣言が出された。政府は、「念のため」として(甲21の621頁)、半径3キロ以内の住民に避難命令、10キロ圏内の住民に対しては、屋内避難とした。
- ② 念のためであつたはずの避難指示の区域は、12日、10キロ圏内に拡大した。
- ③ その後、同日1号機が爆発した。

しかし、枝野官房長官(当時)は、「原子炉は制御下に置かれ(てい)る」と説明していた(甲7の659頁、なお( )内は、控訴人代理人の補充。)。

④ しかし、14日には3号機が、15日には2号機、4号機が相次いで爆発した。

この点について、控訴人は、政府報道と事実が異なっていたことそれ自体の法的責任を追及するものではない。

しかし、上記の事実は、事故直後の時間軸で生活していた控訴人を含む市民が、今後の事故がどのように進行するかについての不安感、特に、政府の情報は信用できない。報道以上に深刻な状態であるだろうとの認識を強くすることの重要な根拠である。

なおこのころの政府や被控訴人の落ち着き払った会見と実際の現場での危機感、緊迫感があまりに異なることについては、今回提出の寺田学民主党副幹事長（本件原発事故時総理大臣補佐官）のブログ（甲185の1ないし8）からも明らかであり、控訴人を含む市民が、今後の事故がどのように進行するかについての不安感、特に、政府や被控訴人の情報は信用できない、報道以上に深刻な状態であるとの認識を強くすることの重要な事実である。

また、「政府から公表されなかった事項」について、原審判決は具体的な判示を避けている。

公表されなかった重要な情報の代表格が、被控訴人が「ベント」をしながらもあえて公表されなかった「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」（甲の2の1の384頁等）の情報があるが、原審判決には一言も触れられていない。この点、控訴人は、平成25年10月28日付け準備書面（9）22頁以下で詳細に主張している（なお甲41）。

SPEEDIの存在は、平成23年3月15日付読売新聞の朝刊4面（甲5の87頁）で公表された以降、広く一般市民に知られることになったが、SPEEDIの情報が公開されなかった結果、浪江町、飯館村、南相馬市の住民の避難が遅れたこと（甲41の34頁ないし39頁）等は、報道のみならずインターネットで広く拡散されるなどして、市民の政府への強い不信を招く要因と

なっており、少なくとも政府と被控訴人の統合会見の初日である同年4月25日に細野豪志首相補佐官からそれらのデータを公表することが発表され、26日未明に公開され（甲2の1の393頁）、その後SPEEDIの予測結果が毎日公表されるまでは、「避難」に関して、控訴人を含む一般市民が、被控訴人や政府の情報の「避難」情報に関してまで、不安に思うのは当然の理であり、「直ちに健康に影響を及ぼすものではない」という政府発表すら信じられない状況に陥るのも当然の理である。

「つまり、この時期、政府の発表を鵜呑みにしたことは、悲惨な結果を生み、被害を大きく拡大することが明らかであり、そもそも政府や被告は、真実を隠して、被ばく情報を発表していたのである。」（控訴人平成25年10月28日付け準備書面（9）26頁下から3行目以下）

イ 原審判決は、第3の1項（4）イ（21頁以下）において、「本件事故直後に発行された新聞、テレビ、インターネット等の報道においては、本件原発において爆発が発生し、設備が損傷したことにより放射性物質が本件原発外に放出されたこと、本件事故の進展によっては、放射能の大量放出という事態が発生する可能性があり、これを回避するための措置を講じているものの、予断を許さない状況であることが報じられたほか、政府及び被告等から公開された情報の不足により混乱が生じている旨を指摘し、政府及び被告の危機管理能力及び情報開示の在り方に対する批判を報じるものがあった。」と事実を認定しながら、他方、「放射性物質に関しては、福島県のみならず、東京都内を含む首都圏においても平常時を上回る放射性物質が検出されたことや、食品等からも放射性物質が検出されたこと、放射性物質の人体に対する影響や被ばくを回避するための方法等が報じられていたものの、いずれも放出された放射性物質は健康に影響を及ぼす程度のものでなく、首都圏から避難する必要はないこと、水道水や食品等から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことについても、暫定規制値は安全を期して厳格に定められた基準であり、これを上回る食品等を摂取しても直ちに健康に影響を及ぼすものではないこと等が報じら

れた。」としている。また「もっとも、雑誌、インターネット等の中には、政府等が公表している情報よりも高濃度の放射性物質が検出された旨を指摘するものがあった。

また、東京都内においても、飲料水、放射線測定器等を購入するなどの被ばく回避行動をとる住民が相当数存在したほか、東京都内の地方公共団体の中にも、住民の不安を解消するため、独自に放射線測定等の措置をとるものがあった。」とも判示している（22頁）。

しかし、既に指摘したとおり、他に、海外の大使館や外資系企業の関西への移転、帰国や日本へ入国しないことを薦めるといった対応がされていることが報道されている。

また、前記のとおり、食料品からの規制値を上回る放射性物質が検出され、市場への流通や、給食に使用されたことがあることも報道されており、政府の対応や大手マスコミの報道と異なる情報が多数流通し、控訴人ら市民が本件事後後の情報として、日常、このような情報に接していたことを、原審判決はあえて言及を避けている。

### 3 まとめ

以上のとおり、原審判決は、控訴人が提起した多くの事実に関し、控訴人が恐怖感を感じずる事実についての認定や言及をことさら回避している。

控訴人の主張は、本件原発事故・放射性物質の拡散の状況に関し、一般人が受け取る情報内容を前提として、控訴人の生活状況のもと、放射能汚染により生命・健康・財産が侵害されることに対して、具体的な不安をいただくことが合理的かつ相当な場合には、精神的苦痛に対する慰謝料を求めるものであり、また相当因果関係のある財産的被害の回復を求めるものである。

したがって、控訴人を含む一般市民が触れていた情報を広く認定して、これを前提に裁判所は判断をしなければならないが、原審裁判所が、ことさら控訴人が主張していた事実や情報を狭く認定すれば、控訴人ら市民が受ける不安感に



対する評価も軽くなるのは当然である。

上記のとおり、原審裁判所が、ことさら控訴人が主張した事実や当時の情報を、さしたる理由も無く判決で取り上げなかったことは、判断の脱漏、理由不備、理由齟齬の違法が明らかというほかない。

## 第5 結語

以上から、原審判決には、法令解釈の点でも、事実整理の点でも、多大な問題をはらむものである。

これらが「判決に影響を及ぼす」ことは明らかであるから、控訴審において取り消されるべきである。

御庁においては、本日付で申請した各証人をぜひとも採用されたうえで、歴史的検証に耐えうる正義にかなった判決をしていただくよう、強く期待し要望する次第である。

以上